「同一敷地」の考え方について

○同一敷地の考え方について

札幌市では、共同生活住居と日中活動サービス事業所の併設(同一敷地内設置又は建物の複合化)を原則として認めていませんが、その理由は、併設による設置が入所施設と同様の状態となり、「障がい者が地域の方々と共に、地域で生活していく」ということが困難になることを避けるためです。

何をもって同一敷地と判断するかは、一律に判断することは困難ですが、主な考え方などを次のとおり示します。

く主な考え方>

- ○日中活動サービス事業所が建てられている敷地内のことをいう。
- ○ただし、土地の登記簿上の所有者が同一と認められる場合(例:法人名義と当該法人役員 の個人名義が同じ場合)は、各々の地番が異なるとしても同一敷地と見なす。
- ○所有者が同一の私道で隔てられている土地は、同一敷地と見なす。
- ○周辺環境として、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が 確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあることが前提となる。

<イメージ>(土地①と他の土地との関係)



	土地②	土地③	土地④	土地⑤	土地⑥
土地①	同一敷地	同一敷地	同一敷地	同一敷地ではない	・道路が私道の場合→ 同一敷地・道路が公道の場合→ 同一敷地ではない

- ※「土地②」「土地③」「土地④」は、「土地①」と同一敷地と見なす。
- ※「土地⑥」は、「土地①」と所有者が同一の私道で隔てられている場合、同一敷地と見なすが、道路が公道である場合は、同一敷地と見なさない。